

沿岸広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年4月22日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1（1） 路線名 宮古岩泉線
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 下閉伊郡岩泉町上有芸字運名根27番81地先から27番30地先まで
 - イ 下閉伊郡岩泉町上有芸字運名根27番27地先から27番26地先まで
 - （3） 供用開始の期日 令和4年4月22日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 令和4年4月22日から同年5月23日まで
- 2（1） 路線名 大川松草線
 - （2） 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町釜津田字小焼巻19番23地先から19番4地先まで
 - （3） 供用開始の期日 令和4年4月22日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 令和4年4月22日から同年5月23日まで
- 3（1） 路線名 有芸田老線
 - （2） 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨2番1地先内
 - （3） 供用開始の期日 令和4年4月22日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 令和4年4月22日から同年5月23日まで